

平成29年度月別随意契約一覧（平成29年4月分）

（単位：円）

契約件名	契約先	契約金額	契約日	担当課	契約理由
仙北市基幹系システム保守業務	(株) 日立システムズ 北東北支店 支店長 澤畑尚人	36,249,120	平成29年 4月1日	総合情報センター	電算システムの運用保守については、システムの特殊性などから内容を熟知する開発元からのサポートを受ける事により安全性が確保され、仮に他業者に委託したとすると責任区分が不明確となり、故障発生時における原因究明や故障修理などの対応に困難が生じる恐れがあるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約
平成29～33年度仙北市田沢湖高原地区等光ファイバ通信網設備保守業務 (長期継続契約)	東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部秋田法人営業部長 開沼 真	総額 7,695,000 年額 1,539,000	平成29年 4月1日	総合情報センター	当該工事の設計・施工を行った業者で現状構成を熟知しており、他業者と比べて保守に伴う技術的リスクを低減でき、また、関係業者を増やさずに実施できることからリスクの低減を図ることができる。仮に他業者に委託したとすると責任区分が不明確となり、故障発生時対応に困難が生じる恐れがあるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約
平成29年度仙北市情報通信ネットワークシステム保守業務	東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部秋田法人営業部長 開沼 真	6,480,000	平成29年 4月1日	総合情報センター	既存機器等の導入・設定・保守を行っている業者で現状構成を熟知しており、他業者と比べて保守に伴う技術的リスクを低減でき、また、システムに関与する関係業者を増やさずに実施できることからセキュリティリスクの低減を図ることができる。仮に他業者に委託したとすると責任区分が不明確となり、故障発生時対応に困難が生じる恐れがあるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約

契約件名	契約先	契約金額	契約日	担当課	契約理由
地籍調査支援システム賃貸借（長期継続契約）	国土情報開発株式会社 代表取締役 羽田寛	6,032,880	平成29年 4月20日	財政課	地籍調査支援システムの過年度成果のデータ等の互換性を考慮し、競争に適しないため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約
税務システム大量出力業務委託（住民税、固定資産税及び軽自動車税）	株式会社日立システムズ 北東北支店 支店長 澤畑尚人	7,646,400	平成29年 4月1日	税務課	導入中のコンピュータシステムから出力する帳票を用いて行う業務であり、仮に他の業者に委託したとすると、責任の区分が不明確となるほか、故障発生時における原因究明や故障修理などの対応に困難が生じることが予想される。 このため、導入中のコンピュータシステムに係る契約相手方であるものと契約することにより、経費の削減と工期の短縮、安全性の確保ができるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約
田沢診療所診療業務委託	仙北市病院事業市立田沢湖病院	6,824,700	平成29年 4月1日	神代診療所	市立田沢湖病院は田沢診療所と距離的に病院の中で一番近く、受診者の利便性を考えると、検査、入院等の治療が必要になった時、かかりつけ医として田沢湖病院の医師の診察を受けていればその後の治療がスムーズにいくという利点がある。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約
仙北市配食サービス事業業務委託	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長 佐藤 清雄	(単価契約) 830 (予定額) 6,075,600	平成29年 4月1日	包括支援センター	地域支援事業実施要綱で示している栄養改善の必要な高齢者の定期的な状況把握を既存の事業と併せて実施することとなっていることから、仙北市全域で地域住民相談事業を展開し、民生児童委員や福祉委員等の生活ネットワークを構築して地域の見守り相談を実施し、年間を通して状況把握できている当該協議会とする。 地方自治法施行条例第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

契約件名	契約先	契約金額	契約日	担当課	契約理由
仙北市障害者等相談支援事業業務委託	社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	6,348,000	平成29年 4月1日	社会福祉課	相談支援専門員等の専門職員による質の高い相談支援業務を継続して実施するため、市内で唯一障害者の指定相談事業所を運営する社会福祉法人秋田ふくしハートネットと一者随契するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
仙北市立認定こども園(西木地区2認定こども園)管理運営業務委託	(福)仙北市社会福祉協議会 会長 佐藤清雄	139,093,305	平成29年 4月1日	子育て推進課	仙北市内の社会福祉法人の中で、教育保育業務を行う有資格者がいる法人は2者あるが、西木地区2園を担える人員体制となっているのは(福)仙北市社会福祉協議会のみである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
仙北市立認定こども園(西木地区2認定こども園)給食業務委託	(福)仙北市社会福祉協議会 会長 佐藤清雄	25,143,233	平成29年 4月1日	子育て推進課	教育保育業務と給食業務を一体的に行うことで管理が効率的で個人情報セキュリティリスクの低減も図られることから(福)仙北市社会福祉協議会とする。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約
仙北市一時預かり事業業務委託(神代こども園)	(福)はなさき仙北 理事長 小林一雄	5,443,634	平成29年 4月1日	子育て推進課	当該事業は市内認定こども園及び保育園内で実施することとしており、神代こども園内については、同園を運営している(福)はなさき仙北に委託することが業務運営上円滑である。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
市内二次交通運行委託業務	羽後交通株式会社 代表取締役 斎藤善一	5,360,040	平成29年 4月13日	国際交流推進室	4月15日から試験運行予定であるが、運行には運輸局に路線バスの申請が必要であり、申請から許可まで2ヶ月ほどを要するものであることから、実質的に既に路線バスの許可を受けている羽後交通株式会社しか運行できるバス運行会社がないため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

契約件名	契約先	契約金額	契約日	担当課	契約理由
平成29年度 仙北市立角館小学校スクールバス運行業務委託	株式会社 花葉館	(単価契約) 31,320 (予定額) 6,890,400	平成29年 4月1日	教育総務課	平成27年4月から貸切バスの運賃・料金が、出発点から遠い事業者ほど経費や運賃が高くなる新運賃制度へ移行したことにより、西長野地区が出发点である花葉館に委託することで、より安い費用での運行が可能となるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約